（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十六人以内及び調査官四百八人以内を置く。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び次項の調査官の行う事務を総括する。

一　［略］

二　第二百十八条第一項各号に掲げる事務（上席為替実査官、為替実査官、公庫等実地監査官、主任投資調査官、投資調査官、上席証券監査官及び証券監査官の所掌に属するものを除く。）

［三・四　略］

3　［略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十四人以内及び国有財産管理官三百四十三人以内を置く。

［2・3　略］

（上席国有財産監査官及び国有財産監査官）

第二百五十一条　関東財務局の管財第一部に、上席国有財産監査官七人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産監査官四人以内を、近畿財務局の管財部に、上席国有財産監査官三人以内を、東北財務局及び中国財務局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ二人以内を、北海道財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産監査官百二十九人以内を置く。

［2・3　略］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官四十人以内を置く。

［2・3　略］

（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官八人以内を、神戸税関の総務部に、システム企画調整官二人以内を、函館税関、横浜税関、大阪税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ一人を置く。

2　［略］

（税関監察官）

第二百八十二条　各税関を通じて総務部に、税関監察官十四人以内を置く。

2　［略］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　東京税関の総務部に、上席調査官二十二人以内を、神戸税関の総務部に、上席調査官五人以内を、大阪税関の総務部に、上席調査官三人以内を、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の総務部に、上席調査官それぞれ二人以内を、横浜税関の総務部に、上席調査官一人を、各税関を通じて総務部に、調査官八十九人以内を置く。

［2・3　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十六人以内及び調査官四百三人以内を置く。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び次項の調査官の行う事務を総括する。

一　［同上］

二　第二百十八条第一項各号に掲げる事務（上席証券監査官、証券監査官、上席為替実査官、為替実査官及び公庫等実地監査官の所掌に属するものを除く。）

［三・四　同上］

3　［同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十四人以内及び国有財産管理官三百四十五人以内を置く。

［2・3　同上］

（上席国有財産監査官及び国有財産監査官）

第二百五十一条　関東財務局の管財第一部に、上席国有財産監査官七人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産監査官四人以内を、近畿財務局の管財部に、上席国有財産監査官三人以内を、東北財務局及び中国財務局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ二人以内を、北海道財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産監査官百三十人以内を置く。

［2・3　同上］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官四十二人以内を置く。

［2・3　同上］

（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官七人以内を、函館税関、横浜税関、大阪税関、神戸税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ一人を置く。

2　［同上］

（税関監察官）

第二百八十二条　各税関を通じて総務部に、税関監察官十三人以内を置く。

2　［同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　東京税関の総務部に、上席調査官十八人以内を、大阪税関の総務部に、上席調査官三人以内を、名古屋税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、上席調査官それぞれ二人以内を、横浜税関及び長崎税関の総務部に、上席調査官それぞれ一人を、各税関を通じて総務部に、調査官八十四人以内を置く。

［2・3　同上］